防炎ニュース

193

年頭の辞

予防行政の取組み紹介 ~函館市の予防行政~





防炎ニュース No.193 目次 (2013年/1月)

年頭の辞公益財団法人日本防炎協会 理事長 澤井 安勇平成25年新年賀詞交歓会開催	2
〈予防行政の取組み紹介〉 函館市の予防行政 函館市消防本部予防課長 柴田 直人	8
優しく覆う・包む・護る膜材料の創造と品質管理 平岡織染株式会社 広報室 山下 喜代彦	12
〈連載 第4回 私たちの安全な生活とは〉 地域防災を根付かせるしかけ ノンフィクション作家 高見澤 たか子	17
海外におけるマットレスの防炎性の試験方法と判定基準 	21
ニトリ×帝人「Nガード〜燃えにくいシリーズ」の展開について 帝人株式会社 生活製品部リビング課 担当課長 金納 孝幸	29
- 協会からのお知らせ 平成24年度消防機器開発普及功労者表彰式 (消防庁長官表彰式) 開催される	33
創立記念講演会開催される	35
平成24年度 防炎関係者表彰式開催される	36
東日本大震災岩手県内3被災地に防炎品を贈呈	38
東京都特別支援学校へ防炎品を寄贈	39
東京試験室の移転について	40
平成24年度防炎加工専門技術者講習修了証の交付(大阪会場) …	41
平成25年度の防炎講座の開講のご案内	42
防炎北から南から	43

年頭の辞

LAAAAAAAAAAAAAAAAAAAA

公益財団法人日本防炎協会 理事長 澤井 安勇



新年あけましておめでとうございます。謹んで、平成25年の初春のお慶びを申し上げます。

昨年を振り返りますと、世界経済の減速や日中関係の悪化などを反映して、生産・消費の停滞など厳しい経済情勢が続きました。年末には、総選挙が行われ、

3年数カ月ぶりに政権交代が行われるなど、政治の世界も大きく揺れ動いた年でした。また、あの東日本大震災からの本格復興についても漸く緒についたところであり、日本経済社会の速やかな回復と安定そして被災地の一日も早い復興を心から願いたいものです。そうした中ではありますが、当協会にとりましては、昨年は、協会創立50周年の大きな節目を迎えるとともに、5月1日からは、新公益法人制度に基づく公益財団として新たなスタートを切ることができた記念すべき年となりました。また、懸案の東京試験室の移転問題についても、11月末に本部ビルに移転することができ、防炎品ラベ

ルの交付等の事業執行につきましても順調に推移するなど、誠に意 義深い年となりました。これも、ひとえに、協会会員はじめ防炎事 業関係者の皆様、消防関係機関・団体等の皆様方のご支援・ご協力 の賜物と心から感謝申し上げる次第です。

創立50年を経た今年、今回の新公益法人移行を契機として、新たな気持ちで、わが国における唯一の防炎に関する公益的専門機関として、そして、よりグレードアップした登録確認機関として、未来に向けた歩みを始めてまいりたいと存じます。そして、「防炎による防火」という当協会の取り組みを社会全体に広げることで、火災被害を軽減し、安全・安心な社会の実現に貢献できますよう、引き続き、協会会員はじめ防炎事業関係者の皆様や消防関係機関・団体等の皆様と今まで以上に連携をとり精進してまいりたいと思っておりますので、今後ともなお一層のご指導・ご支援の程お願い申し上げます。

最後に、皆様のますますのご発展とご多幸を心からお祈り申し上 げ、年頭のご挨拶といたします。



防炎ニュースNo.193 (2013年1月)





平成25年 新年賀詞交歓会開催







澤井理事長挨拶

平成25年1月11日(金) 東京會舘において、防炎協会主催による「平成25年新年賀詞 交歓会」が行われました。

防炎協会澤井理事長の年頭挨拶にはじまり、多数のご来賓、会員企業、消防機関・団体等、200人を超える方々にご参会頂きました。

以下に澤井理事長の挨拶及び岡崎消防長長官、大江次長のご祝辞を掲載します。

澤井理事長挨拶

新年あけましておめでとうございます。謹んで、平成25年初春のお慶びを申し上げます。本日は、当協会恒例の新年賀詞交換会を開催いたしましたところ、総務省消防庁、東京消防庁始め各消防機関・団体のご来賓の皆様方そして協会の会員・役員の皆様始め関係各位多数のご出席をいただき心から御礼申し上げます。また、ご参会の皆様には、当協会

の業務運営について日頃から特段のご指導・ご鞭撻をいただいておりますことを この場をお借りして深く感謝申しあげた いと存じます。

昨年を振り返りますと、世界経済の減速や日中関係の悪化などを反映して、夏場以降、生産・消費の停滞など厳しい経済情勢が続き、年末には、総選挙が行われ、3年数カ月ぶりに政権交代が行われるなど、政治の世界も大きく揺れ動いた

年でした。また、一昨年の東日本大震災 からの本格復興も漸く緒についたばかり であり、日本経済社会の速やかな同復と 安定そして被災地の一日も早い復興を皆 様共々心から願いたいと思います。そう した中ではありますが、当協会にとりま しては、昨年は、協会創立50周年の大き な節目を迎えるとともに、5月1日からは、 新公益法人制度に基づく公益財団として 新たなスタートを切ることができ、記念 すべき年となりました。また、懸案の東 京試験室の移転問題も、本部ビルに統合 移転することができ、防炎ラベルの交付 など事業執行面も順調に推移するなど、 誠に意義深い年となりました。これも、 ひとえに、会員企業・団体、消防関係機関・ 団体等の皆様方のご支援・ご協力の賜物 と心から感謝申し上げる次第です。

創立50年を経た今年、今回の新公益法 人移行を契機として、新たな気持ちで、 業務執行体制の強化等に努め、わが国唯 一の防炎を専門とする公益法人として、 さらなる50年に向けた歩みを始めてまい りたいと存じます。そして、「防炎による防火」という当協会の取り組みを社会全体に広げることで、火災被害を軽減し、安全・安心な社会の実現に貢献できますよう、防炎事業者の皆様や関係機関・団体とも今まで以上に連携をとり精進してまいりたいと思っておりますので、皆様のさらなるご支援、ご協力をお願い申し上げたいと存じます。最後に、ご参会の皆様のご健勝とご発展をお祈りして、だ挨拶とさせていただきます。本日は、本当にありがとうございました。



岡崎浩巳消防庁長官のご祝辞

平成25年の新春を迎えるにあたり、公益財団法人日本防炎協会をはじめ、皆様方には謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃から、 出火を防止すると同時に火災の拡大防止 に効果がある防炎品の開発及び普及に御 尽力され、国民生活の安全確保に多大な 御貢献をいただき、心から感謝申し上げ ます

我が国の住宅火災における死者数は、 平成15年以降連続して1,000人を超える 高い水準で推移しています。このうち、 65歳以上の高齢者が占める割合は約7割 となっており、今後の高齢化の進展とと もにさらに増加することが懸念される状況にあります。

このため、平成16年の消防法改正により、すべての住宅を対象として住宅用火災警報器の設置及び維持が義務付けられたところです。

一方で、住宅火災による死者は、寝具 類や衣類、カーテン等に着火して火災が 拡大したことによるものが多いことか ら、これらに着火しにくい防炎品を使用 することが住宅火災による死者を減少さ せるためには大変有効です。消防庁では、 住宅防火対策として、住宅用火災警報器 の設置促進と併せ、防炎品の使用拡大を 積極的に推進してまいりたいと考えてお ります。 日本防炎協会におかれましては、登録 確認機関として、防炎品の品質確保によ る信頼性向上のため多大な御貢献頂いて おります。国民の防炎品に対する理解と 信頼をより一層得るため、今後ますます 御尽力いただきますようお願いいたしま す。

消防庁といたしましても、引き続き日本防炎協会をはじめ消防機関、関係業界の皆様との連携のもと、消防の更なる発展と、住民が安心して暮らせる安全な地域づくりに全力で取り組む所存でございますので、これまでにも増して皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げま

すとともに、皆様方の益々の御健勝と御 発展を祈念いたしまして、年頭の御挨拶 とさせていただきます。

(消防庁 渡邉洋己予防課長 代読)



大江秀敏東京消防庁次長のご祝辞



大江秀敏東京消防庁次長

平成25年の新春を迎え、謹んで新年の ご挨拶を申し上げます。

平素から、公益財団法人日本防炎協会 並びに会員の皆様には、防炎品の普及を はじめ、防火対策の推進に御尽力いただ き、厚く御礼を申し上げます。また、昨 年50周年を迎えられた貴協会に対しまし て、心よりお祝いを申しあげます。

さて、昨年5月13日の広島県福山市の ホテル火災では、死者7名が発生し、ホ テル火災としては、昭和61年2月に発生 した静岡県東伊豆町の大東館(だいとうか ん)火災以来の大規模な被害が生じまし

一方、昨年中の東京消防庁管内の火災

の発生件数は5,082件であり、前年に比べ259件減少しておりますが、火災による死者は116人で、依然として100名以上発生している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、当庁では、昨年に貴協会のご協力のもと、高層共同住宅の防炎品の使用実態調査を行ったところです。今後、この結果を踏まえ当庁の施策に役立ててまいりたいと考えております。また、防火対象物の違反を公表する制度や優良防火対象物の認定表示制度などにより、引き続き建物利用者へ安全情報を提供するとともに、地元商店街等との連携を強化し、地域の安全性向上に努めてまいります。

今後とも、関係各団体の皆様と連携し、 住宅防火対策や防炎品普及促進など、住 民の安心・安全の確保に積極的に取り組 んでまいります。

皆様におかれましても、首都東京の防 火防災対策の推進に、引き続きご支援ご 協力を賜りますようお願い申し上げま す。

終わりに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご多幸とともに、本

年が災害のない明るい年になることを祈 いただきます。 念いたしまして、新年のご挨拶とさせて

新年賀詞交歓会は挨拶、ご祝辞の後、協会理事である平岡織染株式会社、平岡義次会長 の乾杯のご発声により歓談に移り、協会評議員である岡本義雄パン・リビング株式会社社 長の中締めにより盛会裏に終了いたしました。



乾杯のご発声の平岡義次平岡織染(株)会長



中締めの岡本義雄パン・リビング(株)社長





1 函館市の概要

函館市は、人口28 万人、北海道の南西 部、渡島半島の南東 部に位置し、津軽海 峡と太平洋に囲まれ た自然豊かで風光明 媚な街として、平成

23年度には約410万人の観光客が訪れた 歴史と浪漫あふれる観光都市です。

また、函館山山麓の西部地区の街並み は、1859年(安政6年)に日本初の国 際貿易港として、横浜、長崎とともに開 港し、早くから欧米文化とふれ合ったこ とで現在でも教会や洋風の住宅が建ち並 び、異国情緒のある街なみは、市民のみ ならず国内外から来函する多くの観光客 を魅了しています。

さらに市の東部、太平洋に面した南茅 部地区には、縄文時代後期の遺跡群が点 在し、1975年(昭和50年)に発見され た中空土偶は、2007年(平成19年)に 北海道唯一の国宝として指定され、歴史 の街「函館」に、また一つ、歴史的価値 の高い観光資源としてその名を連ね、ま た、2010年(平成22年)には、国の特 別史跡五稜郭に箱館奉行所が往時のまま の姿で復元され、観光地としての魅力が 大いに増したところです。

このように観光資源に恵まれた函館市 の街づくりは、2015年(平成27年)の 北海道新幹線開業を見据え、新函館駅と 函館空港のアクセス向上を図るため新外 環状線(一般国道278号、空港道路)の 整備を進めるなど、歴史的建造物や100 万ドルの夜景、市の魚となっているイカ



をメインにした新鮮な魚介類など、数多 くの観光資源を活かしながら、首都圏か ら4時間圏内の観光地として、これまで 以上に、経済や文化、さまざまな分野と 交流をすることで国際観光都市として発 展を続けています。

また、函館市は、平成24年に市制90

周年を迎え、中核市として、さらなる発 展をしていくために、基幹産業である漁 業・水産業に関係する多くの学術研究機 関や関連産業を活用しながら、水産、海 洋に関する国際的な学術研究拠点都市と して、産学官が連携し新たな産業や雇用 の創出にも努めています。

2 函館市消防本部の歴史と体制

函館市消防本部は、数多くの「大火」 を経験してきた街に育まれてきた消防で す。

1934年(昭和9年)、当時の市街地の30%以上が焼失した「函館大火」は、世界の大火史にもその名を残していますが、記録が残るところでは、1779年(安永8年)函館山麓の弁天町界隈で105戸が焼失した火災(地金火事)が最古の大火の歴史として記されています。その後、函館市は三方が津軽海峡に面している特有の地形から、強風が吹き付ける日が多いことと木造建物が密集している悪条件が重なり、明治以降28回にもおよぶ大火にみまわれました。

このような大火と闘ってきた街に発足した消防の歴史も古くから記録されており、1806年(文化3年)に350戸の家屋が焼失した青山火事を契機に、同年10月9日、箱館奉行が「日月消防組」を発足させたとされています。その後、函館の消防は、明治に「開拓使支庁官立消防組」、「函館消防組」など変遷を繰り返し、1943年(昭和18年)「官設函館消防署」となり、1949年(昭和23年)消防組織法公布により函館市消防本部として発足しました。

現在の函館市消防本部は、4課2消防署 3支署8出張所、387名の職員で構成され、 今後も更に「消防組織機構再編計画」を 推進し、地域の実情に対応した体制整備 に努めながら、市民の安全・安心の確保 を図るため、職員が一丸となって消防業 務にあたっています。

また、団塊の世代の大量退職者時代に 対応し、若手職員の人材育成と長年培っ てきた函館消防の伝統的警防活動の伝承 を図りながら、教育訓練体制を強化し、 災害に強い人づくりに組織全体で邁進し ています。

3 予防業務体制

当市の予防業務体制は、審査規制担当5名、危険物担当3名および調査担当5名に指導担当1名を加えた予防課と2署に配置された予防担当6名および指導担当6名で予防業務を行っています。

予防課においては、審査規制担当が消防同意事務、条例等の改正、各種防火啓発事業の企画・立案を、危険物担当が危険物許可施設の審査・検査等を、調査担当が火災の原因調査を、指導担当が立入検査の企画や違反処理の指導を担当しております。

各署の予防担当は消防用設備等の審査・検査や防火指導を、指導担当は立入 検査と違反処理を担当しております。

立入検査や防火指導については、管内の対象物数は約9,500件(棟数)で、主として防火対象物点検報告を必要とする対象物と防災管理対象物を各署指導担当の職員が、それ以外を各署警備係出張所職員が担当しています。

平成13年の新宿歌舞伎町の雑居ビルの 火災以来、違反処理体制が整備され、建 物の管理状況について防火対象物定期点 検報告制度が規定されましたが、防火対 象物に対する安全安心がより強く求めら れております。

従事する職員の資質確保の一つとして、予防技術資格の育成に積極的に取り組んでおります。平成24年には従来の「函館市消防本部予防技術資格者の認定に関する要綱」を見直し、資格者の確保と適切な配置を図っております。また、この要綱には資格取得後の各職員に「予防技術資格者証」(表示ワッペン)の交付が規定されており、予防技術資格者としての意識向上を図っております。

予防技術資格者

4 住宅防火対策

函館市消防本部の重点施策事業として、「住宅火災警報器の設置促進」があり、 あらゆる機会を捉えて住宅火災警報器の 設置率向上を図っております。

当市は5年間の猶予期間を経て平成23年6月1日から全住宅に住宅用火災警報器が義務付けされましたが、設置率が平成24年6月時点で81.2%(推計)となっており、比較的高い設置率を維持しております。義務化までの5年間、予防課において「住宅用防災機器の普及促進基本指針」を示し、これに基づき予防課および各署の職員で構成された「住宅用火災警報器普及推進委員会」が「住宅用火災警報器に関する広報」「関係団体等との連携」「推進状況の管理」の3つを基本とし、積極的に普及活動に取り組んでまいりました。

職員による一般住宅の戸別訪問、町会 単位の集団購入指導、マスコミ等を利用 した広報、各種イベントでの広報活動等 の他、平成20年7月から普及PRを開始 しました「走る広告バス」などは、開始 後間もなく多数の問い合わせがあり、大 いに啓発効果がありました。また、町会



組織を活用した普及啓発リーフレットの「全戸配布」を実施しましたが、アンケートで「設置義務を何で知りましたか」で上位に揚げられるほどの効果がありました。

平成24年の火災件数は72件で、このう

ち建物火災が45件でありました。この建物火災45件は昭和23年自治体消防発足以来、最も少ない件数であります。

これは、住宅用火災警報器の普及とそれによる市民の防火意識の高まりが火災 の減少につながっていると考えられます。

現在も普及率調査で判明する未設置住 宅に対し個別指導を行い、設置率向上を 図っているところですが、今後も実態に 応じて方策の見直しを随時行い、地域に 密着した設置率向上活動を展開していき ます。

5 社会福祉施設等の防火対策

小規模高齢者社会福祉施設については、全国で火災が相次ぎ、多数の人命が失われましたが、平成22年には北海道においても認知症グループホームで火災が発生し、認知症の高齢者7名が亡くなられております。

このような施設では、ひとたび火災が 発生すれば、入居者は自力で避難することが困難な場合が多く、有効な避難・防 火対策を講ずる必要があります。

このような実態を踏まえ、当市では社会福祉施設等の火災発生時、人命危険が高い対象物を重点対象物と位置づけ立入検査を強化しております。また、立入検査に連動して、初期消火・消防通報・避等の初動訓練を消防職員立会で行い、災害・緊急時の行動力の向上を図っております。訓練終了後は、全国で発生した社会福祉施設等の火災の原因、発生時の状況、これを踏まえた訓練の重要性、さらに着衣着火を防止する衣類等防炎製品の導入について講話し、関係者の防火意識向上を図っております。

今年はさらに、市内すべての社会福祉施設等に防火安全研修会を実施するべく、市内の94件の社会福祉施設等に研修会について案内しております。1月下旬

に、当消防本部5階多目的ホールにおいて、「社会福祉施設における防火安全対策」・「消防用設備等の取扱い」について研修を行い、さらなる防火意識の向上を図ろうと考えております。

6 おわりに

以上、当市の予防行政の一端を紹介い

たしました。今後、市民の消防に対する 期待は、社会の変遷とともに更に高まる ものと思われます。

多くの「大火」を経験してきた街、市 民であればこその防火意識の高揚を目指 し、「安全・安心」のための火災予防施 策の充実・強化に取り組んでまいります。

消防機関の皆さまへ

防炎物品・防炎製品の普及・奏効例を ☆お知らせください☆



防炎物品(カーテン、暗幕、どん帳、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板、舞台において使用する幕および大道具用の合板、工事用シート)、防炎製品(寝具類、衣服類、テント類、シート類、幕類、自動車・バイク等のボディカバー、布張家具等、防護用ネットほか)の普及活動事例及び火災をくい止めた実例を「防炎ニュース」誌上でご紹介したいので、ぜひご一報ください。

(公財)日本防炎協会 広報室

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル TEL 03-3246-1661 FAX 03-3271-1692 広報室メールアドレス:bouen-koho@ifra.or.jp

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※優しく覆う・包む・護る 膜材料の創造と品質管理※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

\$\text{\$\notangle \end{ata}}}} \end{ata}}} \end{ata}}}}}}}}}}}}}} \end{\text{\$\ext{\$\text{\$\exititt{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exitit{\$\text{\$\text{\$\text{\$\tex

1. 会社概要

平岡織染株式会社は、1902年初代平岡 辰次郎と はな が「染辰染工場」として 東京三ノ輪町で創業したことに端を発し ます。綿糸、麻糸の精錬・染色と衣料分 野からスタートした弊社は、その後の時 代ニーズに呼応して、糸染色から織物染 色への転換、衣料分野から産業資材分野 へ転身、現在の基礎となる綿・麻帆布の 染色防水加工を確立します。昭和に入っ てからは、合成繊維をベースとした合繊 帆布加工を確立し、トラックの幌をはじ めとして多くの産業資材用途で弊社の製 品は活用され続けています。また、昭和 30年代、建築現場では騒音防止、目隠し のために防炎加工を施されていない綿帆 布が使用されていました。ところが、溶 接火花が原因で火事が多発するなど問題 点が多く、弊社では防炎加工を施した綿 よりも強い合成繊維をベースとした工事 用シートをいち早く上市しました。この 工事用シートは、防炎であること、軽量 であること、そして取り扱い易いことか ら現在でも多くの建築現場で使用され続 けています。この様な経緯があり、工事 用シートは、安全の観点から防炎物品に 指定されています。

建築分野でも膜材料は、従来の建築材 料に変わって、使われ始めています。例 えば工場などに併設される倉庫用途に は、施工期間が短く、昼間室内が明るい



本社ビル 外観

ため電気を必要としないテント倉庫に膜 材料が使用されています。また、スポー ツ施設のフットサル場や室内テニスコー ト場にも同様の理由で膜材料が使用され ています。これらの用途でも、防炎性能 は必須であり、弊社では防炎製品として の製品番号を取得しています。

平成12年(2000年)に建築基準法の 改正が行われ、不燃材料は、それまで材 料単位(例えば、コンクリート、鉄骨な ど)でしか認められていなかったものが、 ある一定の性能を有していれば認められ る性能試験認定に変更されました。この ことによって、膜材料は、従来の不燃材 料が固いものだったことに反して、柔軟 性があることからしなやかな不燃材料と して多くの建築分野で使用出来るように なりました。

現在注目を集めているのが、天井材と しての利用です。2011年3月に起きた東 日本大震災では、ホールや体育館など多 くの建物で天井が落下し、多大な被害が 出ました。天井材には不燃材料を使用す ることが求められており、従来の重く固 い不燃材料が多く使用されています。震 災時にこれらが落下した事故が多発した のです。ガラスクロスをベースにした不 燃材料は、これら従来の不燃材料に比べ 非常に軽く、落下したとしても人がケガ をする可能性はかなり少なくなります。 また、しなやかな材料のため、割れると いうことはなく、とがった部分が人に当 たりケガをするといった事故もおきませ h_{\circ}

このように、弊社は、しなやかな織物 (布)をベースとした製品を様々な産業 資材分野向けに展開しています。

現在弊社は、国内2工場、海外1工場の体制で150名が生産に従事しています。 販売・マーケティング部門は、国内3事業部、海外4子会社体制をとっています。 また、技術部門は研究・開発・新規事業に40名程が従事しております。

2. 経営理念

- ■産業資材面を中心に、幅広い分野にわたるメーカーとして低コストで、高品質な製品を供給する。
- ■未来へ積極果敢に挑戦する新しい技術を駆使して、新製品を開発する。
- ■世界的水準の技術力を有する産業資材 メーカーとして、国際経済の発展に寄 与する。
- ■人間尊重の思想に基づき、魅力ある職場をつくる。

3. 品質方針とISO9001取得

《品質方針》

産業資材用シートメーカーとして、顧 客満足の向上と貢献を目指し品質方針を 以下に定める。

- 1.顧客要求を満たした製品を提供する
- 2.品質マネジメントシステムを継続的に改善する
- 3.法令を遵守する

創業110周年を迎えた去年の3月16日にISO9001を取得しました。会社の経営理念に基づき、商品の開発、製造、販売を行ってゆくことで、品質目標に示した顧客満足度のアップ、継続的な改善、そして、当然のこととして法令を遵守してまいります。

4. 弊社の商品紹介

創業110周年を記念して、去年6都市で開催させて頂きました技術トレンド内覧会から、弊社の技術や商品をいくつか紹介致します。

防鼠シート スティングシート®

穀物や飼料等の保管場所で、ネズミによる被害を耳にしたことは無いでしょうか?ネズミは繁殖力が高い上に、何でもかじってしまう習性があります。そんなネズミ対策として開発したのが防鼠シートスティングシート®です。

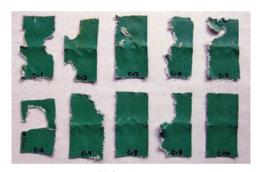
スティングシート®には、辛味成分である合成カプサイシンが練り込まれています。この辛味成分がネズミを寄せつけません。

写真のようにかごの中に試験サンプルとなるシートとネズミを入れ、ネズミがシートをかじるかどうかの試験を行います。

従来のシートは、ネズミにかじられて います。しかし、スティングシート[®]は、 全くかじられていません。このスティングシート®は、味覚をもつ動物に有効だと思われます。実際には、ネズミのように確かめる必要がありますが、害獣や害鳥対策にも有効かもしれません。スティングシート®は、製品番号を取得した防炎製品であり特許も取得しています。



かじり試験の様子



従来のシート



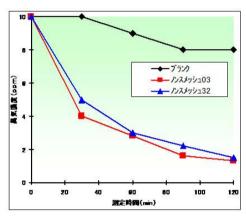
スティングシート®

消臭メッシュ ノンスメッシュ®

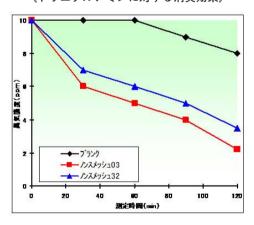
建築現場の仮設トイレや喫煙所など、 臭いが気になる所で期待されているのが、 消臭性効果をもつ、ノンスメッシュ®で す。ノンスメッシュ[®]は、弊社の独自技術で吸着と分解を繰り返し行うため、消臭効果が長期間持続します。臭いを吸着したノンスメッシュ[®]を日干しすることで臭いが分解し、吸着力が回復します。また、抗菌性も併せ持つため、菌の繁殖も抑えます。グラフのように、アンモニア臭は、約80%、トリエチルアミンは、約60%カットできます。

ノンスメッシュももちろん、防炎製品 であり、特許も取得しています。

《アンモニアに対する消臭効果》



《トリエチルアミンに対する消臭効果》





ノンスメッシュ®を使用した喫煙所

不燃材料 クリアライトロン®シリーズ

クリアライトロン® V-2000

屋外を想定したタイプの不燃材料です。太陽光による劣化を防止する耐候処方に加え、雨水やカビ対策などに効果のある吸水防止加工を施してあります。用途としては、不燃材料の使用が求められる場所に設置する日除け、膜天井、パーティションなどが考えられます。シートに着色も可能ですので、景観に合わせた設計が可能です。

クリアライトロン® V-1000、W-1000

屋内を想定したタイプの不燃材料です。工場敷地内や倉庫、そして商業施設などで不燃材料を使用しなければならない場所に利用できます。クリアライトロン® V-1000は、V-2000同様、着色が可能なので、室内空間に調和した設計が可能になります。

クリアライトロン[®] W-1000は、和紙調の不燃材料です。旅館等の和をイメージした施設での使用が考えられます。クリアライトロン[®] W-1000は、特許を取得しています。



クリアライトロン® W-1000

クリアライトロン® V-999

高透光タイプの不燃材料です。曇りガラスをイメージさせる商品となっています。透光率は70%と不燃材料としては非常に高い値となっています。視認は出来ないものの、中に人がいることがわかる程度の透光性があります。クリアライトロン® V-999は、特許を取得しています。

用途としては、V-1000、W-1000と同様、屋内用途で、間仕切り、パーティション、防煙垂れ壁が考えられます。

クリアライトロン®シリーズも、防炎製品の製品番号を取得しています。



防煙垂れ壁

5. 防炎について

弊社が扱う製品は、用途上屋外で使用 され、人や物が集まる場所に設置される 場合が多いため、火災に関しては、十分 に考慮した設計が求められます。 防炎物品の試験番号を取得している製品が、90品目、防炎製品の製品番号を取得している製品は、186品目にのぼります。

防炎物品は、工事用シート、カーテン類でほとんどの製品が登録されています。また、防炎製品は、シート類、テント類、幕類が9割以上を占めており、その他には非常持出袋用途があります。

防炎試験は、法令の基準や防炎製品認 定委員会が定めた防炎製品性能試験基準 に則った方法で予め試験を行い、防炎協 会に申請しています。

防炎製品の品質管理は、生産ロット間のバラツキを考慮して、抜き取り検査を 行い、性能維持につとめています。

燃焼試験機

- ・45°燃焼試験機(ミクロ・メッケ ルバーナー) 1台
- ・乾燥機 1台
- · 恒温恒湿機 1台
- ・デシケーター 1個



燃焼試験機

~防炎品の購入・使用についてのご意見募集~

防炎ニュースご愛読の皆様にはおかれましては日頃より火災予防・住宅防火の ために防炎品が役立つことは十分ご承知のことと存じます。

ただ、広く普及しているかと申せばまだまだ一般的には防炎品をご存知でない 方も多いのが現状です。

そういった中、ご購入・ご使用になられている皆様はどのようにして防炎品を知り、どこで購入されたか、またご使用になられての感想などをお聞かせいただきたいと思います。

皆様からお寄せいただいたご意見、ご感想等は、防炎ニュースで紹介したり今 後の広報活動等の参考にさせていただく予定です。

下記によりメール・FAX等でお送りください。よろしくお願いいたします。

- ○400字程度(原稿用紙·Word文書等)
- ○お名前・ご住所・電話番号 (携帯可)
- ○写真などがあれば同封してください

宛先: (公財) 日本防炎協会 広報室 FAX 03-3271-1692 E-mail bouen-koho@jfra.or.jp

取り戻したい会話

今年の正月、松が明けた八日、玄関に 出てみたらお隣りは、まだ門松がそのま まになっていた。毎年ご夫婦で、暮れか ら故郷へ里帰りするのが習慣ということ は知っているが、たいてい四日か五日に は戻られる。役割を終えた門松が、手持 ち無沙汰なようすで立っているのが気に なった。「何かあったのかしら?」、余計 な取り越し苦労であることはわかってい るのだが、一瞬、不安な気持ちが胸をよ ぎる。いつの頃からか、次第にご近所同 士口をきき合う機会がなくなってしまっ た。みんなで相談して何かをするという ことがなくなってしまったのだ。

かつては、回覧板も戸口から戸口だっ たが、いまはポストの受け口が大きく なって、わざわざ声をかけなくても、ポ ストへ投げ込めばよくなった。家を留守 にするときには、お隣りへ声をかけ、ま た戻れば、挨拶をするのが、近所づきあ いの基本でもあった。数日間家を空ける だけで、隣りにいちいち挨拶をするなん て面倒だ、手みやげを用意するのも煩わ しいという考え方がいつのまにか一般的 になってしまった。確かに面倒と言えば 面倒なのだが、防災・防犯面から考える とたとえ二、三日でも油断はならない。 泥棒の専門家から見ると、留守の家はす ぐわかる。家に人がいても、食事やテレ

ビなど何かに気をとられている間に、家 に侵入することだってある。

東京の住宅地のある医院で、午後の休 診時間をねらって、隣家の屋根をつたっ て二階の窓から侵入、受付から現金だけ を取って逃げた空き巣犯がいた。医院の 近所に住んでいた私のいとこが、「ま昼 間、住宅密集地なのに、二階の窓から堂々 と忍び込んで、受付のすぐ奥の部屋では スタッフの人たちが昼食をとっていたの に、だれにも気付かれずにお金だけ盗む なんて…」と泥棒のあまりの手際のよさ に、感嘆したように話してくれた。

「窓が開けっ放しですよ」

空き巣の話を思い出し数日後、わが家 の裏側にあたる家の奥さんから突然電話 があった。何事かと思ったら、「あのー、 差し出がましいことかもしれませんが、 お宅の二階の窓がずっと開けっ放しです



が・・・・

一瞬頭の中が真っ白になった。そう言えば、ふだん使っていない息子の部屋の窓を、風を入れるために開けたことを思い出した。もう二、三日も前のことだ。

「ほんとうにありがとうございました」思わず私は電話の前で頭を下げてしまった。そのまま窓を開けっ放しにしておいたらどういうことになるか? 泥棒に「さあ、おはいりください」と言っているようなものではないか。しかも私は、窓を開けたことをケロリと忘れていたのだ。

ああ、ご近所はありがたい!大げさではなく、感謝でいっぱいの気持ちになった。空き巣も、近隣のつきあいが密だと、泥棒が侵入をあきらめるということを聞いたことがある。

たとえば、私道にいつも落ち葉やごみが散らばっていると、近所づきあいがなく、互いに無関心で暮らしていると判断されてしまう。見慣れない人が、留守の家の中のようすを伺っていたりしたら、近所づきあいがうまくいっていれば、「どなたですか?」と声をかけたりするかもしれない。近隣の目は、防犯カメラ以上に有効だと言えそうだ。

油断できない放火

「放火」などという特殊な犯罪と、私たちの生活は関係ないと思いがちだが、放火による住宅火災は、火災原因の一割強





を占めている。「放火」と断定できない「放 火の疑い」を含めれば数字はもっと大き くなるはずだ。

心の中にやり場のない鬱憤を抱えていたり、また、病的な精神状態にある人が火を見ることで、解放感を味わう放火犯は、予測できない恐ろしい犯罪だ。それを防ぐ唯一の方法は、家のまわりに燃えやすいものを置かないことだ、ということを、私はわが家を改築したとき、現場監督の人から教えられた。

ベテランの監督は、毎日仕事が終わると、周囲に散らばったおがくずや木片などを集めて、ドラム缶の中に入れて燃やしてしまう。どうせまた、次の日には同じようにおがくずや木片が出るのに、かなりの時間をかけて、きれいに片づける。「毎日、大変ですね」と言うと、「いやー建築現場では、放火が怖いからね」と答えた。「おがくずにライターで火でもつけられてごらん、建築現場は薪の束が積んであるようなものだからね、怖いよ」

なるほど、と私は深く納得した。それ から、建築現場の前を通ると、何となく 気になって、その整頓ぶりを見てしまう。 たいていは、きれいに片付いているが、 ときにはギョッとするような場面にぶつ かることもある。リフォーム中の住宅で、 その住宅の下にある半地下のガレージ に、工事中に出た廃材や段ボール、ビニー ル包装材などを、無造作に放り込んであ る。ガレージに扉はなく、外から丸見え であるばかりでなく、通りがかりの人が 簡単に入ることもできる。もしも放火で もされたら、建築中の家はもちろんのこ と、隣り近所は延焼の被害を免れない。

注意しなければならないのは、建築現場だけではない。ゴミの収集の前夜からゴミを出したり、家のまわりに燃えやすいもの、たとえば段ボールやプラスティックゴミなどを置かないよう習慣づけることもだいじだ。とにかく、放火犯は燃え盛る炎を見ると気分が高揚するという傾向を持つ。それをそそのかすようなきっかけを作らない用心が必要なのだ。

地域のつながりを取り戻す

3.11の恐ろしい経験もまもなく2年が過ぎると、何んとなく風化してきたような気配がある。だが、オリンピック招致など、晴れやかな話題の陰で、「もしも大地震が起きたら、どこへ避難すればいいか」、「高齢者や身障者が、避難するとき、助けを求めるにはどうしたらいいか」、だれもが災害時にどういう行動をとれば安全なのか、迷いながら暮らしているのが実情ではないだろうか。

不安材料は、数え上げればキリがない。 しかし、地震で家具の下敷きになった人 を助け出したり、火災が起きて、消防車 が来るまでの間、自宅から消火器を持ち 出して初期消火に協力するのは、近隣の 人たちなのだ。逃げ遅れた子どもを助け 出した勇敢な人もいた。これからは近隣





の人たち同士が何らかのつながりを持ち、いざというときには助け合っていけるような下地づくりをしていくことではないだろうか。

ではどうすればいい? 互いに挨拶を 交わしたり、ときには立ち話をしたりと いう何らかのコミュニケーションがだい じだということを私たちは忘れてはいな いだろうか。私が最近体験して、なるほ どと思ったことがある。

家のすぐ近所のあるお宅の前を通りか かったとき、門の扉が開いていて、その 家の奥さんらしい人がせっせと庭仕事を しているのが見えた。パンジーや桜草な ど春の花を植え付けているようすで、植 物が好きな私は、思わす、じっと見とれ てしまった。その気配に気づいた奥さん がこちらを見て、ニコッと笑いかけた。 私はその笑顔に誘われて、「きれいです ねしと声をかけた。「こんな狭いところ ですが、花が好きなものですからしと奥 さんが立ち上がって、腰をさすりながら 答えた。「大変ですが、楽しみですね」と 私がねぎらうと、「ほんとに、あとからあ ちこち痛くなるんですけど と笑いあっ て、お互いに同世代としての親しみさえ 感じた。

初めて言葉を交わしたのだが、何かとてもしあわせな気分になれた。この次、その奥さんと道ですれ違ったり、八百屋で顔を合わせたら、小さな花畑のことがきっと話題になるだろうと、楽しみに

なった。これまで、せいぜい向こう三軒 両隣りが、私の近所づきあいの範囲だっ た。だがこんなふうに、少しずつ顔見知 りが増えていけば、一人暮らしの私は気 持ちの上でとても安心な気がする。

考えてみれば、いきなり地域の防災計画について、話し合えるはずがない。お 互いに、まず言葉を交わすことが第一歩 なのだ。だれもが、孤立して暮らすより は、同じ地域に暮らす者同士のゆるやか な連帯を望んでいるのではないだろう か。

花の好きな奥さんとの思いがけない会話から、私は買い物の行き帰りに、近所のようすを前より関心をもって眺めるようになった。春先黄色い花をつける大きな木のある家には、お年寄り夫婦が住んでいる。曲がり角のアパートには、若い



勤め人や学生らしい人たちがいる。その 隣りの家には、車椅子のお年寄りがいて、 ヘルパーさんや訪問診療の医師が度々訪 れている、などなど。近隣の人たちの暮 らしが急に身近に感じられるようになっ た。いざというとき、自分がどう行動し たらいいか、地域防災の第一歩を踏み出 したような気がしている。



高見澤たか子 プロフィール

東京生まれ。ノンフィクション作家。 高齢社会における社会福祉、住まい、人間関係などを中心に評論、講演活動。『終のすみかのつくり方』(集英社文庫)、『ごめんね、ぼくが病気になって』(春秋社)など著書多数。

防炎ニュースNo.193 (2013年1月)

※ 海外におけるマットレスの防炎性の 試験方法と判定基準 (公財)日本防炎協会 技術部 ※ ※

日本防炎協会では調査研究事業として、海外の防災規制及び認定制度等の調査研究を 行っている。本稿では米国(連邦)、米国(カリフォルニア州)及び英国におけるマットレス、 布張り家具、カーテン、じゅうたん及び子供用寝衣の試験方法と判定基準の現状を取り上 げ5回に分けて紹介する。第一回はマットレスを紹介する。

●マットレスの試験方法及び判定基準

マットレスは米国(連邦)及び英国において、流通する全ての製品に一定の防炎性能を 要求する『製品の防炎化」の規制を受ける。更に米国では、特定用途の建築物に適用する『建 物用途別規制』は州の権限となっており、カリフォルニア州では特定の用途に使用する繊 維製品については、連邦とは異なる試験方法と判定基準を設定している。

①米国(連邦)

米国(連邦)の試験方法及び判定基準は、以下の規則に定められている。

試験方法

a) 16CFR※パート1632「マットレス及びマットレスパッドの燃焼性基準」

(Standard for the Flammability of Mattress and Mattress Pad (FF 4-72, Amended))

b) 16CFRパート1633「マットレス及びマットレスセットの燃焼性(裸火)基準|

(Standard for the Flammability (Open Flame) of Mattress and Mattress Sets)

判定基準同上

※連邦規則集(Code of Federal Regulations)の略

●試験方法

a) 16CFRパート1632「マットレス及びマットレスパッドの燃焼性基準」

16CFR1632における試験方法の概略は、防護されたドラフト内にて、前処理された試 験サンプルをたばこの火に曝し、炎の広がる範囲を測定し、評価するものである。

16CFR1632のマットレスにおける試験手順の概略は次の通りである。

【手順】

- 1. 最低18本の着火したたばこを各試験サンプルであるマットレス表面に置く
- 2. 最低9本は裸 (bare) マットレス側 (マットレスに覆いをしていない半面) に、最 低9本(残り)は2シーツのマットレス側(マットレスにシーツ2枚を重ねて覆った半面) に置く
- 3. 着火したたばこは、1) なめらかな表面部 (Smooth surface)、2) テープエッジ (Tape

edge)、3)キルト表面(Quilted surface)、及び4)タフテッド(Tufted)表面の各表面部に3本置く。仮に2種類の表面部のみの場合、なめらかな表面部に4本、もう一方の表面部に5本置く

- 4. たばこを全て燃焼させる
- 5. 着火部からの炭化した長さを測定する

b) 16CFRパート1633「マットレス及びマットレスセットの燃焼性(裸火) 基準」

16CFR1633における試験方法の概略は、換気能力のある管理された環境下において、 試験サンプルを規定されたバーナーで接炎する。炎の暴露中及び暴露後の放熱率を測定し、 評価するものである。

16CFR1633のマットレスにおける試験手順の概略は次の通りである。

【手順】

- 1. 試験サンプル(マットレス)及びビデオカメラのセッティングをする
- 2. 圧盤(プラテン:platen)をマットレスに固定する
- 3. T字型バーナーアッセンブリーをマットレスの上面と側面にセットする
- 4. 圧盤を外し、ビデオカメラ及びデータ記録システムを稼働させる
- 5. T字型バーナーでマットレスの上面は70秒、側面は50秒間接炎する
- 6. 30分間試験を持続させ、その間の放熱率を放熱率システム及びデータロガー (Datalogger) を用いて測定する

●判定基準

a) 16CFRパート1632「マットレス及びマットレスパッドの燃焼性基準」

16CFR1632における判定基準 (criteria) は、たばこの着火部からの炭化した長さが、全方向2インチ (約5.1cm) を超えないこと

b) 16CFRパート1633「マットレス及びマットレスセットの燃焼性(裸火) 基準|

16CFR1633における判定基準は、試験の30分以内のピーク放熱率が200キロワット (kW) を超えないこと、かつ合計放出エネルギーが試験の最初の10分間で15メガジュール (MJ) を超えないこと

②米国 (カリフォルニア州)

米国(カリフォルニア州)の試験方法及び判定基準は、以下の規則に定められている。 米国(連邦)の規制に加え公共建物等で使用されるマットレスについては独自の防炎規制 がある。

	a)TB※ 121「高リスク用途で使用するマットレスの燃焼性試験手順」
+(-大-全組4=	(Flammability Test Procedure for Mattresses for Use in High Risk Occupancies)
武 积 万 法	b) TB 129「公共建物で使用するマットレスの燃焼性試験手順」
	(Flammability Test Procedure for Mattresses for Use in Public Buildings)
判定基準	同上

※技術基準(Technical Bulletin)の略

●試験方法

a) TB 121「高リスク用途で使用するマットレスの燃焼性試験手順|

TB 121における試験方法の概略は、亜鉛メッキ容器内にて新聞紙を燃やしたものを着 火源として試験サンプルであるマットレスの下に置き、重量の減少率、温度、及び一酸化 炭素濃度を測定し、評価するものである。

TB 121のマットレスにおける試験手順の概略は次の通りである。

【手順】

- 1. (重さ) 測定済の試験サンプル (マットレス) を支持台に水平に置く
- 2. 支持台を含む試験サンプルの重量減少がモニタリングできる装置を設定する
- 3. 試験サンプル中央部に熱電対(thermocouple)を置く
- 4. 試験サンプル中央部の下に新聞紙を入れた亜鉛メッキ容器を置く
- 5. 新聞紙を着火させる
- 6. 全ての燃焼が消える、または試験サンプルの重量が10%減少するまで試験を観察する

b) TB 129「公共建物で使用するマットレスの燃焼性試験手順」

TB 129における試験方法の概略は、換気能力のある管理された環境下において、試験サンプルを規定のバーナーで接炎する。炎の暴露中及び暴露後の放熱率を測定し、評価するものである。

TB 129のマットレスにおける試験手順の概略は次の通りである。

【手順】

- 1. (重さ) 測定済の試験サンプル (マットレス) を試験台に置く
- 2. T字型バーナーを試験サンプルにセットする
- 3. ビデオカメラ及びデータ記録システムを稼働させる
- 4. T字型バーナーで180秒間接炎する
- 5. 全ての燃焼が消えるまで、または1時間経過するまで観測し、重量及び放熱率を測定する

●判定基準

a) TB 121「高リスク用途で使用するマットレスの燃焼性試験手順」

以下の条件を全て満たすこと。

- 1. 最初の10分間で重量損失が10%を超えないこと
- 2. 試験中に熱電対の温度が500°F(260°C)を超えないこと
- 3. 試験中に一酸化炭素濃度が1,000ppmを超えないこと

b) TB 129「公共建物で使用するマットレスの燃焼性試験手順」

以下の条件を全て満たすこと。

- 1. 試験最初の10分間で燃焼による重量損失が3ポンド未満であること
- 2. 最大放熱率が100キロワット (kW) 未満であること
- 3. 合計放出エネルギーが試験最初の10分間で25メガジュール (MJ) 未満であること

③英国

英国は家具類の火災安全に関する規則(the Furniture and Furnishing(Fire)(Safety)Regulations:以下、FFRという。)により『製品の防炎化』の規制がある。FFRのガイドラインが、BS 7177「マットレス、マットレスパッド、ソファーベッド及びベッドベースの防炎性能の仕様」(Specification for resistance to ignition of mattresses, mattress pads, divans and bed bases)を参照し、建物用途別に満たすべき要求事項が記載されている。火災危険の低い一般住宅の防炎規制が最も弱く、全てのマットレスについて一般住宅以上の防炎性能が求められる。

ハザードカテゴリー	要求事項	建物用途の典型例※	
Low hazards	· BS EN 597-1	航分字 (Danner 1 1 11 mm)	
(domestic use)	· BS EN 597-2	一般住宅(Domestic dwellings)	
	· BS EN 597-1	全寮制学校、大学寮、キャンプ小屋、	
Medium hazard	· BS EN 597-2	病院、ホテル、ホステル、老人ホーム	
	·BS 6807 (ignition source 5)	等	
	· BS EN 597-1	定院の上郊屋 ナニュ 油入塩乳 老	
High hazard	· BS EN 597-2	病院の大部屋、ホテル、沖合施設、老 人ホーム等	
	· BS 6807 (ignition source 7)	八小一厶守	
	· BS EN 597-1		
Vana himb bassad	· BS EN 597-2	閉鎖精神病棟、刑務所	
Very high hazard	· BS 6807 (ignition source 7)		
	・追加要求事項		

[※]当該項目は典型的な例示であり、詳細な区分は法令やそれら法令の監督官庁が発行しているガイド ラインを参照のこと

BS 7177に記載があるとおり、英国の試験方法及び判定基準は、以下の規格に定められている。

<一般住宅>

- a) BS EN 597-1 「マットレス、布張りベッドベースの着火性評価:パート1たばこ試験」 (Furniture - Assessment of the ignitability of mattresses and upholstered bed bases - Part 1: Ignition source: smouldering cigarette)
- b) BS EN 597-2「マットレス、布張りベッドベースの着火性評価:パート2マッチ試験」 (Furniture - Assessment of the ignitability of mattresses and upholstered bed bases - 試験方法 Part 2: Ignition source: match flame equivalent)

<Medium Hazard以上の建物>

c) BS 6807「マットレス、布張りソファーベッド、布張りベットベースの一次・二次着 火源に対する着火性評価」

(Methods of test for assessment of the ignitability of mattresses, upholstered divans and upholstered bed bases with flaming types of primary and secondary sources of ignition)

判定基準 同上

●試験方法

a) BS EN 597-1 「マットレス、布張りベッドベースの着火性評価:パート1たばこ試験」 BS EN 597-1における試験手順の概略は次の通りである。

【手順】

- 1. テストリグに試験サンプルを設置する
- 2. 試験サンプルのエッジもしくは、先行して実施した位置から少なくとも50mm以上 離して、煙焼しているたばこを置く
- 3. 試験サンプルの燃焼や燻焼の状態を観察する
- 4. 燃焼及び燻焼が観察されなかった場合やたばこが途中で消えた場合には、新しい位置で試験を繰り返す
- 5. 繰り返し試験で試験サンプルの燃焼や燻焼の状態を観察する
- b) BS EN 597-2「マットレス、布張りベッドベースの着火性評価:パート2マッチ試験」 BS EN 597-2における試験手順の概略は次の通りである。

【手順】

- 1. テストリグに試験サンプルを設置する
- 2. 規定のバーナー及び接炎時間(15秒間)で試験サンプルを接炎する
- 3. 試験サンプルの燃焼や燻焼の状態を観察する
- 4. 着火が観察されなかった場合には、新しい試験位置で試験を繰り返す
- 5. 繰り返し試験で、試験サンプルの燃焼や燻焼の状態を観察する
- c) BS 6807「マットレス、布張りソファーベッド、布張りベットベースの一次・二次着 火源に対する着火性評価」

BS 6807における試験手順の概略は次の通りである。着火源については、BS 5852の着火源2から7を参照している。

【手順1:バーナー試験(着火源2・3)】

- 1. テストリグに試験サンプルを設置する
- 2. BS 5852で規定されるバーナー及び接炎時間で試験サンプルを接炎する
- 3. 試験サンプルの燃焼や燻焼の状態を観察する
- 4. 着火が観察されなかった場合には、新しい試験位置で試験を繰り返す
- 5. 繰り返し試験で、試験サンプルの燃焼や燻焼の状態を観察する

【手順2:木材(松)クリブ試験(着火源4・5・6・7)】

- 1. テストリグに試験サンプルを設置する
- 2. 組み立てられた木材クリブにイソプロパノール (propan-2-ol) をゆっくり加えた後 2分以内に、マッチ、ガスバーナー (small gas) もしくは熱線により着火する
- 3. 木材クリブ着火から試験サンプルを消火する時間を記録する(この間を試験とする)
- 4. 試験サンプルの燃焼や燻焼の状態を観察する
- 5. 着火が観察されなかった場合には、(1回だけ) 試験を繰り返す
- 6. 繰り返し試験で、試験サンプルの燃焼や燻焼の状態を観察する

●判定基準

マットレスは、上記試験方法で試験された結果、試験サンプルが燃焼及び燻焼しなければ、要求される防炎性能を満たすこととなる。以下に、各規格の燃焼及び燻焼の基準を示す。

a) BS EN 597-1「マットレス、布張りベッドベースの着火性評価:パート1たばこ試験」 【燻焼(smouldering)に対する基準】

以下の条件を全て満たすこと。

- 1. 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燻焼の継続が確認されないこと
- 2. 試験サンプルで基本的に試験時間内に燻焼が継続しないこと
- 3. 試験サンプルで試験サンプルを貫通して燻焼しないこと
- 4. 試験サンプルで1時間超燻焼しないこと
- 5. 試験サンプルで試験終了時に着火源位置からの水平方向の炭化長が50mm以下であること

【燃焼(flaming)に対する基準】

以下の条件を満たすこと。

- 1. 燻焼着火源から炎が生じないこと
- b) BS EN 597-2「マットレス、布張りベッドベースの着火性評価:パート2マッチ試験」 【燻焼(smouldering)に対する基準】

以下の条件を全て満たすこと。

- 1. 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燻焼の継続が確認されないこと
- 2. 試験サンプルで基本的に試験時間内に燻焼が継続しないこと
- 3. 試験サンプルで試験サンプルを貫通して燻焼しないこと
- 4. 試験サンプルで1時間超燻焼しないこと
- 5. 試験サンプルで試験終了時に着火源位置からの水平方向の炭化長が50mm以下であること

【燃焼(flaming)に対する基準】

以下の条件を全て満たすこと。

- 1. 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燃焼 (flaming) の継続が確認されないこと
- 2. 試験サンプルで基本的に試験時間内に燃焼(burn)が継続しないこと
- 3. 試験サンプルで試験時間内に炎が試験サンプル末端もしくは試験サンプルを貫通しないこと
- 4. 試験サンプルでバーナーをはずしてから120秒超燃焼が継続しないこと
- c) BS 6807「マットレス、布張りソファーベッド、布張りベットベースの一次・二次着 火源に対する着火性評価」

【燻焼(smouldering)に対する基準】

以下の条件を全て満たすこと。

- 1. 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燻焼の継続が確認されないこと
- 2. 試験サンプルで基本的に試験時間内に燻焼が継続しないことかつ試験サンプル末端まで燻焼しないこと(例:水平方向の末端もしくは試験サンプルの厚さ(貫通)まで燻焼しないこと)【全ての着火源】
- 3. 試験サンプルの外面にバーナーをはずしてから15分を超えて煙、熱、残じんが検出されないこと【着火源2・3】
- 4. 試験サンプルの外面に木材クリブに着火してから60分を超えて煙、熱、残じんが検出されないこと【着火源4・5・6・7】
- 5. 試験サンプルで試験終了時に着火源位置からの水平方向の炭化長が100mm以下であること

【燃焼(flaming)に対する基準】

以下の条件を全て満たすこと。

- 1. 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燃焼 (flaming) の継続が確認されないこと
- 2. 試験サンプルで基本的に試験時間内に燃焼(burn)が継続しないこと
- 3. 試験サンプルで試験時間内に炎が試験サンプル末端もしくは試験サンプルを貫通しないこと(ただし、試験サンプルの横や下に着火源があり、着火源の炎が試験サンプル上部に達した場合を除く)
- 4. 試験サンプルでバーナーをはずしてから120秒超燃焼が継続しないこと 【着火源2・3】
- 5. 試験サンプルで木材クリブに着火してから10分超燃焼が継続しないこと 【着火源4・5】
- 6. 試験サンプルで木材クリブに着火してから13分超燃焼が継続しないこと 【着火源6・7】
- 7. 試験サンプルで試験サンプルの一部 (debris) が落ちた場合は4.、5.、6.の基準は満たさない【全ての着火源】

4比較表

各国の試験方法と判定基準を以下に示す。

国・州	試験方法	判定基準		
	① 16CFR1632 (たばこ) ② 16CFR1633 (バーナー)			
米国(連邦) 【製品の防炎化】	① たばこの火に曝し、着火源からの 炭化長を測定する② バーナー炎に接炎し、試験時間中 の放熱率を測定する	① たばこの着火部からの炭化した長さが、全方向2インチ(約5.1cm)を超えないこと ② 試験の30分以内のピーク放熱率が200キロワット(kW)を超えないこと、かつ合計放出エネルギーが試験の最初の10分間で15メガジュール(MJ)を超えないこと		
米国 (カリフォルニア州) 【製品の防炎化】	米国(連邦)と同様の規制が適用される			
	① TB121 (新聞紙) ② TB129 (バーナー)			
【建物用途別規制】	① 新聞紙を着火源とし、重量の減少率、温度、及び一酸化炭素濃度を測定する ② バーナー炎に接炎し、重量及び放熱率を測定する	超えないこと。試験中に熱電対の温度が500°F(260℃)を超えないこと。 試験中に一酸化炭素濃度が1,000ppmを超えないこと ② 試験最初の10分間で燃焼による重量損失が3ポンド未満。最大放熱率が100キロワット(kW)未満。合計		
		放出エネルギーが試験最初の10分間 で25メガジュール(MJ)未満		
	① BS EN 597-1 (たばこ) ② BS EN 597-2 (マッチ)			
英国 【製品の防炎化】	① たばこの火に曝し、燃焼及び燻焼の状態を観察する② バーナーに接炎し、燃焼及び燻焼	からの炭化長が50mmを超えないこと。着火源から炎が生じないこと		
	の状態を観察する	いこと。バーナー炎をはずしてから、 120秒を超えて燃焼が継続しないこ と 他		
	③-1 BS 6807 (バーナー) ③-2 BS 6807 (木材クリブ)			
【建物用途別規制】	③-1 バーナーに接炎し、燃焼及び燻焼の状態を観察する③-2 木材クリブの炎に接炎し、燃焼	を超えて、煙、熱、残じんが検出 されないこと 他		
	及び燻焼の状態を観察する	©-2 木材クリブに有外してから00万 を超えて煙、熱、残じんが検出さ れないこと 他		



コタツ布団「Nガード」

株式会社ニトリ(本社:札幌市北区 代表取締役社長:似鳥 昭雄 以下:ニ トリ) と帝人株式会社(本社:大阪市中 央区 代表取締役社長執行役員:大八木 成男 以下:帝人) は、両社一貫の体制 の下で素材開発から商品企画、販売まで を行う共同プロジェクト"新「機能商品」 開発プロジェクト"を推進しており、そ の第二弾商品として、一般家庭向け防炎 品シリーズ「Nガード~燃えにくいシリー ズ | を開発、平成24年10月11日(木) より全国261店舗のニトリにて順次販売 を開始しています。

「Nガード~燃えにくいシリーズ」は、 その性能を (公財) 日本防炎協会にて確 認して頂いた、一般家庭向けの防炎品シ リーズです。

住宅火災の死者は漸減傾向にあるもの の、毎年1.000人を超えており、その約 14%が寝具類を着火物とするものです。



寝具3点セット「Nガード」

この問題に着目し、ニトリ×帝人の共同 プロジェクトの課題として「燃えにくい 寝具類 | の開発に着手いたしました。平 成23年9月に改正・施行された(公財) 日本防炎協会の防炎製品認定基準に対応 し、独自の繊維構造で燃え広がりを抑制 する (特許出願中)、一般家庭向け防炎 寝具類の開発に成功し、その他の防炎商 品と合わせ「Nガード~燃えにくいシリー ズ として販売開始することとなりまし た。

開発することとなった経緯

(1) 住居内インテリア製品の消防法規制 は未だ一部に限られ、一般住居は未 規制

平成18年施行の改正消防法により、平 成23年5月までに全ての住宅に「住宅用

火災警報器」を設置することが義務付けられ、一般住宅の火災予防策は大きく進展しました。一方で、住居内で使用されるインテリア製品では、高さ31m超(概ね11階建て以上)の高層建築物などに限ってカーテンや布製ブラインド、じゅうたんやカーペットなどは防炎機能を持つ「防炎物品」を使用する義務がありますが、寝具類(布団、布団カバー、こたつ布団など)等の「防炎製品」は、全ての住居で義務規制の対象外となっています。

(2) 住宅火災による死者の14%は、寝具 類への着火が原因

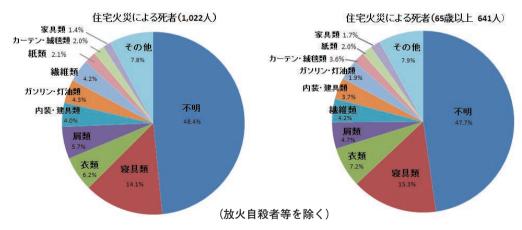
先述の通り、平成23年版消防白書によれば、住宅火災死者は漸減傾向にはある

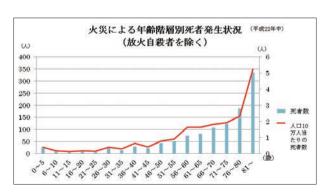
ものの、年間1,000人以上が命を落としています。住宅火災死者を着火物別に分類すると、カーテンやカーペットが2%弱であるのに対し、寝具類では14.1%に上っています。また、対象年齢を65歳以上に限定すると、その合計(寝具類・カーテン・カーペットなど)は18.9%にもなり、高齢化社会への対応という観点からも、今後重要な社会的課題のひとつとなると考えられます。

近年、高齢者独居世帯の「孤立死」等が問題化していますが、統計局の調査によれば、65歳以上の単身世帯は年々増え続け、平成22年には500万世帯近くまで増加しています。高齢者の生活における危険は孤立死のみならず、火災等の事故も目立ちます。年齢別の火災による死者の発生状況を見ると、年齢が高いほど火

<参考資料>

【消防庁「平成23年版 消防白書」より】





防炎ニュースNo.193 (2013年1月)

災によって亡くなる人が多いというデータが明らかにされています。こうした実情に対応し、今年から消防庁では"敬老の日に「火の用心」の贈り物。"という住宅防火啓発運動を展開しており、社会性が高い問題と捉えられていることが窺えます。

(3)「お求めになりやすい価格」で、防 炎インテリア製品を身近なものに

防炎機能を持つ寝具類は、既に一部の店舗やインターネット通販などで販売されていますが、生活者が意識を持って探さなければ目に留まりにくい状況にあります。また、その需要がまだ一般的でないこともあり、現状は価格もかなり高額なものとなっています。

"新「機能商品」開発プロジェクト"において、寝具類を着火物とする火災死者比率が高い原因のひとつに「燃えにくい寝具類が未だ一般的でなく、生活者がその必要性を考える環境が整っていない」ことがあると捉え、「お求めになりやすい価格の燃えにくい寝具類を開発し、生活者のより近くで提供する」ことで、現代社会の課題解決に貢献すべきと考えました。

「Nガード〜燃えにくいシリーズ」の商品 特徴について

(1) 燃えにくい

「Nガード〜燃えにくいシリーズ」の最大の特長は、独自の繊維構造による「燃え広がりにくい中綿素材と生地素材」(特許出願中)を使用することによる燃えにくさです。この素材には、帝人の難燃ポリエステル「スーパーエクスター®」と、難燃レーヨンを複合して使用したものなどがあり、燃えている部分をすばやく炭

化させると同時に、周囲の繊維を溶解させ火から遠ざけることで、燃え広がりにくくするなどの機能を有します。

(2) 有毒ガスの発生が極めて少ない

素材として使用している「スーパーエクスター®」は、組成がポリエステルであるため、万が一の燃焼時に発生するのは、殆どが水と二酸化炭素です。他の難燃素材を使用した商品と比較して、特に有害とされるシアン化水素ガスの発生が極めて少ない商品です。

(3) 性能の耐久性に優れる

素材として使用している「スーパーエクスター®」は、ポリエステル繊維の内部に、帝人独自のノンハロゲン系防炎剤を化学結合しています。つまり表面加工による機能性付与ではないため、性能の耐久性に優れています。

一般家庭向け防炎製品類の展開について

平成22年中の全国火災発生件数は 27,141件、その月別の推移から見ると、 12月~4月が、月平均件数を上回ります。 特に1月が2.795件と突出しており、寒い 季節ほど、火災の危険が高まることがわ かります。また、新聞各紙には火災事故 の記事が載らない日は無いぐらい頻繁に 発生しており、多くの死傷者が発生して いることがわかります。当シリーズの開 発関係者の中には、実際に発生している 火災事故現場を目の当たりにし、その後 その事故によって幼い命が失われたこと を知り、このような痛ましい事実を少し でも減らすことに寄与できる商品を開発 したいと、当シリーズの開発に積極的に 携わるメンバーも存在しました。

近年の数度の自然災害などで、防災意

識の向上を促す啓蒙活動など様々あります。この度の「Nガード〜燃えにくいシリーズ」の発売により、以前よりも一般消費者の方々が防炎インテリア製品を目にする機会も増えることと考えられます。少しずつでも認知され、その必要性を感じていただき、防災用品のひとつと

して一般家庭に多く広まっていくこと、 身近な生活用品に「防災」を付与するこ と、そのために当シリーズが一役担う存 在になることを、開発関係者一同で願い、 今後も開発を継続していきたいと考えて おります。



平成24年度消防庁長官表彰式が平成24 年11月5日(月)に明治記念館2階「蓬 莱の間」で開催され、消防機器、消防用 設備等の分野でそれぞれ功績のあった 方々が表彰されました。

消防庁長官表彰の内、消防機器開発普 及功労者表彰は消防機器その他の消防に 関する物品の開発・普及等を通じ、消防 行政の推進に寄与し、その功績が顕著で あった方々を消防庁長官が表彰するもの です。今年度は25名の方が受賞されまし た。この内、防炎関係では4名の方が受 賞されました。

防炎関係の受賞者は次の方々です。

消防機器開発普及功労者表彰受賞者(防炎関係のみ、五十音順)

氏 名	所 属	役 職
小河原 光 明	セリアート株式会社	代表取締役社長
金 井 利 行	カナイ整染株式会社	代表取締役社長
高 橋 章	株式会社星光舎	代表取締役会長
茂 木 信 男	パン・リビング株式会社	専務取締役



平成24年11月5日 平成24年度消防機器開発普及功労者表彰 於 明治記念館

この消防庁長官表彰式では消防庁長官 の式辞の後、それぞれの業態の受賞者の 氏名が読み上げられ、消防庁長官から各 業態の代表受賞者に対して表彰状が授与 されました。続いて(財)日本消防設備安 全センター理事長表彰が行われ、消防設備 保守関係者等の受賞者について同様に各 代表者に対し表彰状が授与されました。 その後、来賓から消防庁長官表彰受賞 者及び(財)日本消防設備安全センター 理事長表彰受賞者に祝辞が述べられ、表 彰式は盛会裡に閉会となりました。

今回の表彰式は天候にも恵まれ、受賞 関係者を始め、消防機関、消防防災関係 団体、消防防災事業者、消防専門誌等多 数の方々が参加されました。



防炎関係の受賞者の方々

日本防炎協会では、平成24年11月21日(水)午後3時から東京・ホテル ルポール麹 町3階「マーブル」において創立記念講演会を開催いたしました。

講演会では澤井理事長の挨拶に続き、講師2名の方による講演が行われました。 講師と演題は以下のとおりです。

小林恭一 東京理科大学大学院 教授

演題 「難燃化と防炎物品・防炎製品|

池上三喜子 公益財団法人市民防災研究所 理事

演題 「防災は日頃の準備から」

小林講師は、防炎化の意義と役割、防炎制度の変遷、日本の防炎規制の国際的な位置づ け等についての講演を、池上講師は、防火防災への地域や家庭での様々な取組事例や震災 への備え等についての講演をされました。

会場には消防関係者、協会会員、一般の方をまじえ百名を超える方が出席され、講師の 話に熱心に聞き入っていました。





日本防炎協会では、平成24年11月21日 (水)、午後4時30分から東京・ホテル ルポー ル麹町において、平成24年度防炎関係者表彰式を開催しました。

この表彰は、永年にわたり、防炎物品、防炎製品又は防炎薬剤の普及業務又は品質管理 業務の推進に尽力した団体、事業所又は、個人に対して、日本防炎協会理事長が行うもの です。

今回の栄えある表彰を受けられたのは、①永年にわたり、防炎品等の普及指導で特別な 功労のあった者、②永年にわたり、自社防炎品等の品質管理が優秀で他の模範となると認 められる者、又は③新規に防炎品等の開発などで、特に功労が認められる者に該当する 21名の方々です。

表彰式は、澤井理事長の式辞の後、受賞者それぞれに表彰状と記念品が授与されました。 その後、来賓としてご出席の岡崎浩巳消防庁長官(代理)及び全国消防長会会長北村吉男 様からご祝辞をいただきました。

受賞者の方々には、これらのご功績に対し、心からお祝いと感謝を申し上げますととも に、この受賞を契機に、今後も益々、防炎の普及にご尽力をいただきますようお願いいた します。



平成24年度防炎関係者表彰 受 賞 者 名 簿

(敬称略、部会・協会会員である団体)

	氏	名		所属部会・団体	会社名・職名	
かわ	は鳴	けん謙	いち	カーテン等	立川ブラインド工業(株)製造本部購買部部長	
*************************************	原	ひろ浩	たか	"	サンローズ(株)代表取締役社長	
松松	まれ	辛	びる洋	整染	小松精練(株)執行役員 生産本部長補佐兼第2 工場長	
波多	。 5野	たけ武	Dž 久	"	艶栄工業 (株) 取締役 品質保証部長	
鎌	だ田	まさ 日 日	宏	重布染色加工	モリリン (株) 産業資材部副統括部長	
安	じま嶋	<u> </u>	郎	じゅうたん等	東リ (株) 執行役員 カーペット生産技術部長	
倉	持	つね常	夫	合板	パン・リビング(株)営業部主任	
岩	城	輝	ふみ文	防炎薬剤	大京化学(株)技術部 部長	
西西	村村		たけし	寝具等	和光繊維販売(株)代表取締役社長	
ず鈴	木	Ĕ	志	布張家具等	タカノ(株)ファニチャー&ヘルスケアー部門 開発部長	
熊	本	たく卓		広告幕	(株) ポップヒロシマ 代表取締役社長	
ゃ八	木	のり法	あき 明	消防・防災用品	ファシル(株)代表取締役社長	
松松	だ田	なお直	樹	日本テントシート工業組合 連合会	東山産業(株) 代表取締役社長	
前	だ 田	実	男	日本建設インテリア事業 協同組合連合会	日本建設インテリア事業協同組合連合会 副会長 (株) 美装 代表取締役社長	
古	ざわ		じゅん 淳	全国防炎加工振興会	全国防炎加工振興会 理事 (株) 広進 代表取締役社長	
那	倉	しょう 勝	いち	日本防炎処理工業会	日本防炎処理工業会 副会長 三喜防炎化工(株)代表取締役社長	
部邑	上	弥	利	日本クリーナーズ防炎協会	日本クリーナーズ防炎協会 常務理事 (株) 東神防炎工業 取締役会長	
さい一点	きず藤	修	平	日本室内装飾事業協同組合連合会	日本室内装飾事業協同組合連合会 施工管理委員会副委員長 山形県室内装飾事業協同組合 理事長	
樋	が清		ずすむ	日本室内装飾事業協同組合連合会	日本室内装飾事業協同組合連合会 監事 新潟県室内装飾事業協同組合 理事長	
古	の野	のり 訓	まき 章	日本室内装飾事業協同組合連合会	日本室内装飾事業協同組合連合会 防炎委員会委員 山口県室内装飾事業協同組合 理事長	
仲	は島	進	功	日本室内装飾事業協同組合連合会	日本室内装飾事業協同組合連合会 防炎委員会委員 沖縄県室内装飾事業協同組合 副理事長	

日本防炎協会では被災地支援の一環で 岩手県内の3被災地の方々に災害支援品 として防炎品を贈呈いたしました。

未だ仮設住宅に避難されている方々が 寒さと節電などの影響でストーブを使用 する機会が多くなっている現状などを踏 まえ、また、被災地でも独り暮らしの高 齢者の方が安心して生活していただける ように被災地の消防本部のご協力も得

て、防炎品を贈らせていただきました。

特に大船渡地区の地ノ森住宅自治会自 主防災組織の皆様には大変喜ばれ、地元 新聞にも掲載されるなど仮設住宅におけ る火災予防のPRにも役立つことができ ました。全ての被災地、仮設住宅に避難 されている世帯にとはいきませんが、今 後とも協会として被災地支援に取り組ん でいきたいと思います。

陸前高田市消防本部

釜石大槌地区行政事務組合消防本部

大船渡地区消防組合消防本部

防炎エプロン 300枚

防炎毛布 350枚

防炎毛布・ベッドパッド 150組



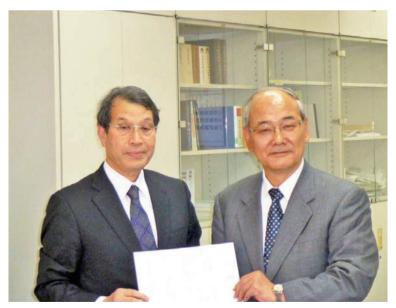
防炎ニュースNo.193(2013年1月)

平成24年11月27日 (火) 東京都庁に おいて、東京都教育庁特別支援教育課を 通し特別支援学校55校に防炎エプロン・ アームカバー・割烹着660組を寄贈いた しました。

こうした取り組みは昨年日本盲人福祉 委員会向けに防炎品を贈呈したことを きっかけに開始したものです。特別支援 学校では身体に障害を有する児童の自立 支援の一環として学校内で調理実習を

行っており、実習の際に子供達の袖口な どにコンロの火が着火するなどの事故が あることが分かりました。協会では、実 習の際、防炎品を使用していただくこと により、安全に実習が受けられるのでは ないかと思い、今回の支援となりました。

協会では今後とも、できる限りこうし た取り組みを支援していきたいと思って います。



澤井理事長より東京都教育長 比留間氏に目録を進呈

東京試験室は平成24年11月23日から25日にかけて移転作業を行い、11月27日(火) から新試験室での試験業務を開始しました。新しい試験室の住所等は以下のとおりで、協 会本部(共同ビル9階)と同じビルになりました。

東京試験室の新しい住所

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル 1階

TEL 03-3510-6214

FAX 03-3510-6254

移転の理由は、東京試験室が従来入居していたビルでは大規模地震発生時における試験 業務の継続性又は早期の再開に関して不安があったこと(昭和56年の耐震基準を満たし ていない)、スペース的にかなり手狭であったこと、などにあります。

今回の移転により試験件数の増大に対応できるだけのスペースを確保できるようにな り、また本部と同じビルに入居したことにより業務処理の迅速化・効率化の効果も期待で きるようになりました。



燃焼性能試験用スペース



事務スペース(奥が燃焼性能試験用スペース)

平成24年度防炎加工専門技術者講習実施の結果、次表の方に講習修了証を交付しました。

氏 名	都道府県名	氏 名	都道府県名
石森 清孝	福井県	光長 博俊	大阪府
田中 勲	滋賀県	今井 靖人	愛知県
川端 政昭	徳島県	八木澤 孝	北海道
鳥取 賢輔	徳島県	前田 稔	岡山県
狩山 裕	兵庫県	寺島 真琴	東京都
池田 十三男	富山県	浅野 理江	京都府
志水 良成	愛知県	田原 千恵	京都府
太田 健之	京都府	本間 成之	新潟県
山田 命音	京都府	藤江 勝人	大阪府
辻 真也	福井県	御手洗 哲也	大阪府
河上 雅彦	福井県	山路 千登臣	兵庫県
安木 真治	兵庫県	須山 浩史	滋賀県
加藤 直哉	愛知県	宍戸 淳也	富山県
山口 繁	埼玉県	荻野 幹央	石川県
賈 志勇	兵庫県	尾崎 一晴	広島県
寺見 香織	岡山県	姥渕 修一	大阪府
有賀 秀雄	福井県	西田 和弘	大阪府
下田 真史	山口県	池上 槙吉	大阪府
平田 大介	京都府	岸 直人	兵庫県
市川 浩	福岡県	永良 真理子	京都府
田中 政仁	福井県	白武 一郎	神奈川県
永田 信吾	福井県	亀﨑 昌大	鹿児島県
牛尾 寛	兵庫県	亀﨑 泰寛	鹿児島県
中田 義幸	福井県	髙谷 公一	岡山県
杉下 永次	京都府		

住宅火災による死者の総数は、高齢者を中心に毎年1.000人を超えています。消防庁では、 その防止に向けこれまでも各種取り組みが行われてきており、平成19年3月に「住宅防火 対策のさらなる推進に関する具体的実践方策等について | (消防庁予防課長通知) において、 今後本格的な高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者等を中心として住宅火災による死者数 の一層の低減を図るため、防炎品の普及促進を含めた各種住宅防火施策を総合的かつ効果 的に展開し、住宅防火対策の積極的な推進に取り組むこととし、消防本部及び都道府県を 通じその周知徹底が図られています。

しかしながら、住宅火災による死者は、高齢者等を中心に依然として発生しており、日 本防炎協会では、住宅火災による被害の低減を図るため、平成20年度から第一線で住宅 防火対策に当たる消防職員等を対象に、防炎に関する知識及び技術の習得を目的とした防 炎講座を各地で開催し推進しています。防炎講座については、消防職員等にその後新たに 防災ボランティア組織、老人クラブや消費者団体の方々を対象に加えるなど拡充し、消防 機関等と連携して推進し、防炎の普及広報に努めているところです。

平成25年度におきましても、一定程度(概ね30人)の参加が見込まれる場合は、予算 の範囲内でできる限り開催することとし、現在、防炎講座を希望される消防機関等を募集 しています。

なお、防炎講座の講師は、当協会職員及び協会関係者の中から適任者を派遣し、講座で 使用するテキストは当協会が別途編集・作成したものを使用しますので、講座開講に伴う 講師旅費、謝金及び研修教材費は当協会の負担となります。防炎講座に関しご不明な点が あればお気軽にご相談ください。

記

1 防炎講座開催の主催者

防炎講座の主催者は、①都道府県又は政令指定都市消防学校、②消防本部(局)となっ ていますので、お申込みは①又は②のいずれかとなります。

- 2 カリキュラム
 - (1) 半日コース
 - ① 防炎制度
 - ② 防炎技術 2時間から3時間を超えない程度
 - ③ 防炎の効果
 - (2) 講演会・研修会コース 身の回りの防炎化の推進 1時間から1時間30分程度

3 その他

平成25年度防炎講座の募集については、平成24年12月10日付け防炎協第65号をもっ て都道府県・政令指定都市消防学校長及び各消防本部消防長にご案内をさせていただ いています。

防炎北から南から→防災西から恵から

「ぼうえんってなあに?」

東京消防庁麻布消防署防災安全係

麻布消防少年団は、11月4日(日)に 行われた港区総合防災訓練会場で防炎製 品について学習・PRを行いました。

消防広報コーナーで、消防署員から「燃えやすい布も、燃えにくくなるように加工することで、火災を防ぐことができる」などと説明を受けた後、比較燃焼実験を見学し、防炎・非防炎の布に着火した際の燃焼の違いに目を丸くしていました。

防炎処理された布を触り、肌触りなど

普通の布と変わらないとの感想も。

防炎マークや、高齢者は着衣に着火してやけどや死に至るケースが多いことからこの防炎製品を使用すると安全性が高まることなども勉強しました。

その後会場で訓練参加者に防炎製品を PRしました。



「減災キャンペーン」に参加 して

九州事務所

日本防炎協会は、平成24年11月4日の日曜日に、多くの人でにぎわうJR博多駅前広場(福岡市博多区)で行われた福岡市主催の「減災キャンペーン」において、防炎による防火のPRを行いました。

PRでは、会場に設けられた展示ブースで、防炎のカーテン、じゅうたん、パジャマ、エプロン、寝具などを展示し、「防炎物品ってなに・防炎製品ってなに」のチラシ等を配布しながら、多くの方と防炎についてお話することができました。



防炎北から南から→所災西から恵から

ブースを訪れた方々から、「防炎製品を初めて知ったけど、エプロンや腕カバーはよかばい。役に立つばい。」との声、興味を持たれた様でした。

減災キャンペーンは、昨年3月の東日本大震災の教訓から減災への取り組みを進めている福岡市が、広く市民への「減災」意識の啓発と普及を目的として開催したものです。

キャンペーンは午前11時に始まり午後 2時30分の終了まで、救助隊と消防少年 団による訓練披露、福岡市消防音楽隊に よる演奏、福岡大学のサークル「エッグ ス」によるAEDの取扱いデモンストレー ション等のほか、本年7月の九州北部豪 雨で大きな被害を受けた八女市、柳川市 及び熊本市の3市からの災害状況写真パネルの展示コーナーや消防体験コーナーも設けられ、また、日本防炎協会をはじめ、市の防災担当局である福岡市民局、NTT西日本など7団体が出展した防災・減災関連の展示ブースでは非常食の試食会や防災グッズの抽選会など、見て、触って、体験できるイベントが盛りだくさんでした。

会場は、九州・福岡を代表するターミナル駅博多駅前広場で、平成23年3月に九州新幹線が延伸・全線開業したのと併せて、大型百貨店などの入居する新駅ビルが開業したこともあり、多くの来場者で賑わっていました。





光が丘わが町フェスタでの 防炎品普及広報活動

神奈川県相模原市中央区光が丘地区主催

相模原市中央区の光が丘わが町フェス

タ実行委員会が主催する同フェスタが平成24年11月23日(金)(勤労感謝の日)に相模原市の淵野辺公園において開催され、日本防炎協会も出展者として参加し防炎品の普及広報活動を行いました。

今回で3回目の開催となる同フェスタは地域住民とふれあい、地区内の活動団体の活動を活性化し、もって地域力を向上させることを目的に開催されているも

防炎北から南から→防災西から恵から

ので、会場内には様々なコーナーが設けられ、またステージでは各種のアトラクションが行われました。当日はあいにくの雨模様にもかかわらず多くの方が来場されました。

日本防炎協会は日本クリーナーズ防炎協会(山田庄助会長ほか)のご支援、ご協力のもとで防炎製品普及コーナーとして出展し、エプロン、割烹着、アームカバー、ふとん類などの防炎品を展示し、防炎布/非防炎布の燃焼比較実験を行いながら、地域の方々に防炎品の有効性、必要性の説明をし、認識を深めてもらうことに努めました。当コーナーに立ち寄られた方々からは、どのくらいの値段なのか、どこで買えるのか、など防炎品に対する強い関心が示されました。

今回同フェスタの出展では防炎品のPR を通じ地域の方々に少しでも防炎品の認 知度を高めてもらえるように努めました が、防炎品、特に防炎の衣服類や寝具類をご存知ない方が大半であることを改めて認識しました。また防炎の衣服や寝具を扱っている販売店が少なく、この地域の方々が気軽に買える状況ではないことも課題であると感じました。今後も様々な機会に防炎品のPRを行うとともに防炎品の販売店を増やしていく活動を続けていく予定です。



防炎品の説明を聞く市民の方々